

平成23年12月16日（金）開催

**地域振興・観光・金融・雇用対策
特別委員会会議順序**

開議時刻 午後1時
会議室 総務委員会室

○開会

付託事件

1 中山間地域の振興に関する調査

- ・「中山間地域の買い物に関する集落調査（速報版）」の概要について
- ・頑張る地域応援事業の第2次採択について
- ・県内各市町村の移住・定住の促進に係る主な施策について

○次回の委員会

○閉会

地域振興・観光・金融・雇用対策 特 別 委 員 会 資 料

頁

○ 中山間地域の振興に関する調査

- | | | |
|-----------------------------------|---------------|---|
| 1 「中山間地域の買い物に関する集落調査（速報版）」の概要について | (県民生活部) | 1 |
| 2 頑張る地域応援事業の第2次採択について | (県民生活部) | 4 |
| 3 県内各市町村の移住・定住の促進に係る主な施策について | (県民生活部) | 6 |

平成23年12月16日

県民生活部・環境文化部・産業労働部・
農林水産部・土木部・教育委員会

「中山間地域の買い物に関する集落調査（速報版）」 の概要について

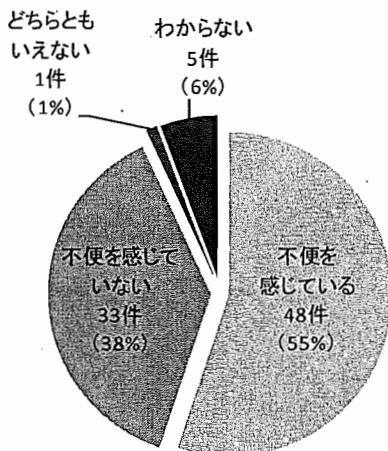
「新しい公共の場づくりモデル事業」を活用して、NPO法人と県及び関係市町村とで実施している「買い物助け合いプロジェクト」で、本年9月から11月にかけて中山間地域の集落の代表者と住民を対象に実施した、日用品の購入先など買い物の状況等に係る聞き取り調査結果の速報は、次のとおりである。

1 集落調査の結果

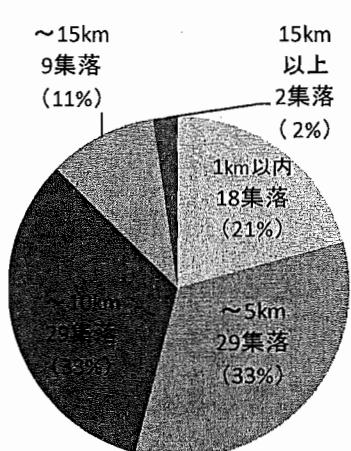
(1) 代表者調査

16の市町村から地域の状況を勘案し推薦のあった87集落の代表者に対する聞き取り調査

①日常の買い物の利便性



②利用する最も近い商店までの距離



【不便を感じている主な理由】

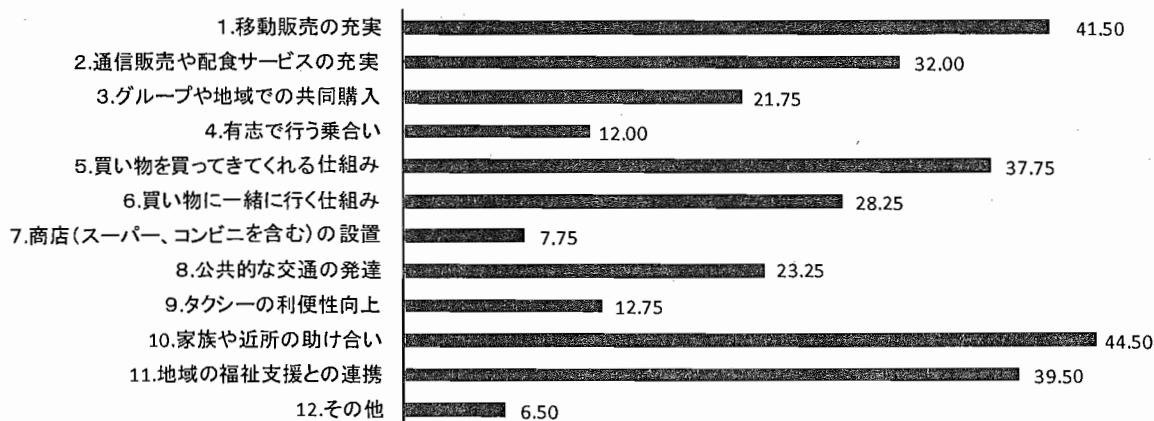
- ・近所に店がない (18件)
- ・車を運転しない人は不便だ (14件)
- ・バス停に出るのが大変、公共交通機関がない (10件)

【不便を感じていない理由】

- ・自家用車を利用できる (8件)
- ・宅配や移動販売等で買える (10件)

住民が買い物を利用する商店までの平均距離は13.6km、そのうち最も近い商店までの平均距離は5.8kmとなっている。

③将来を見据えて買い物ができるために必要な仕組み



(注) 上記の選択肢から複数回答してもらい、1位の項目は1.5、2位の項目は1.25に換算して集計

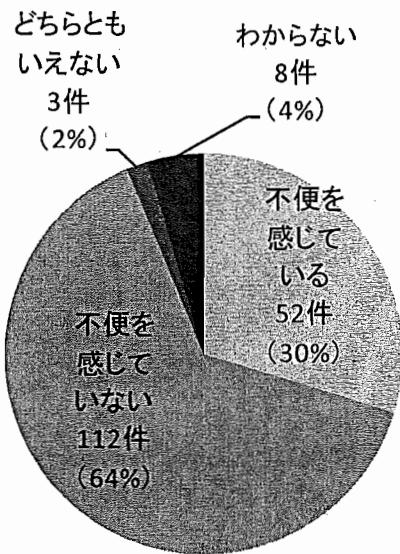
地域で支え合うのは当たり前だなどの理由から「家族や近所の助け合い」が一番多く、次に、近くで買い物ができる、商品を選べる等の理由から「移動販売の充実」、続いて、地域の人の多くが高齢者となるので「地域の福祉支援との連携」となっている。

(2) 住民調査

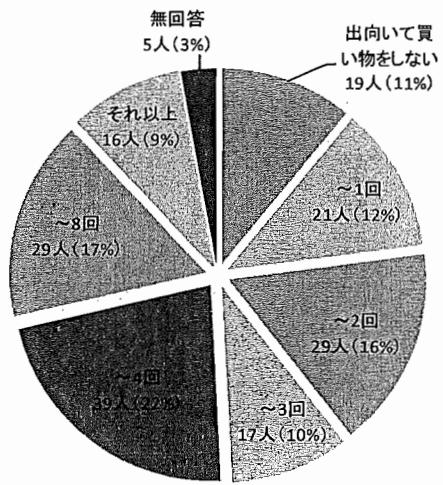
集落の代表者から推薦してもらった2~3人、計175人に対する聞き取り調査

①日常の買い物の利便性

「不便を感じている」との回答が代表者の回答(55%)よりも低くなっているが、これは、「月に何度か子どもが買って来てくれる、買い物に連れて行ってくれる」、「近所や友人の協力がある」、「買い物置きができる」、「慣れた」等の理由で「不便を感じていない」など、現在の生活に慣れていることが主な要因と思われる。



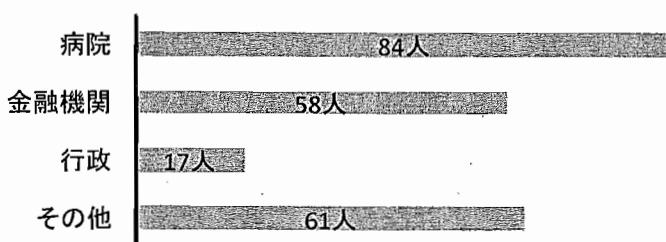
②商店に出向いて買い物をする回数



商店に自ら出向いて買い物をする回数は、平均で月3.5回。月4回を超えて買い物に出向く人の割合は26%となっている。

また、商店に自ら出向いての買い物はしていない者19人(11%)については、子どもや近所の人にお買物に連れて行ってもらったり、買って来てもらったりしているほか、移動販売や宅配サービスを利用して買物を行っている。

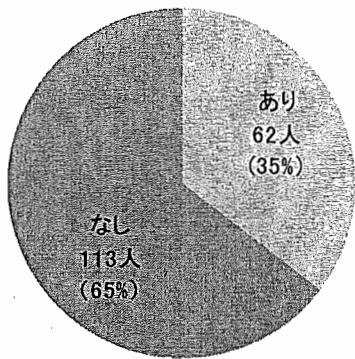
③買い物に行ったついでに立ち寄る場所



半数以上の方が病院に行っており、次いで金融機関、行政、その他という結果になっている。その他に立ち寄る場所としては、ご近所・友人宅・実家・飲食店・美容院・農作物の出荷などとなっている。

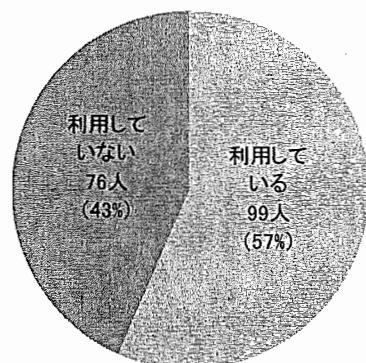
④日用品の購入方法

ア 移動販売の利用状況



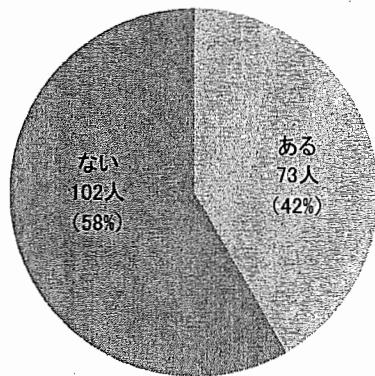
移動販売を利用していない113人中、4人に1人が移動販売の利用を希望している。

イ 宅配サービスの利用状況



生協や農協、スーパー等の宅配サービスの利用が見られる。

ウ 日用品を買ってもらいう状況



買ってもらいう、買い物に連れて行ってもらうとともに、その相手は、別居を含めて家族が最も多く、次に近所・友人となっている。

3 今後の取組

「買い物助け合いプロジェクト」では、現在、中山間地域の高齢者等の生活を支えている移動販売や宅配、配食等を行っている事業者に対して、事業を行うに当たっての課題等を調査しており、これらの調査結果を踏まえて、買い物をしやすい環境づくりに向けた提案やモデル事業を実施し、自治体や関係機関、企業等の積極的な取組を促すこととしている。

頑張る地域応援事業の第2次採択について

中山間地域の主体的、自立的な地域づくりを促すため、市町村が実施する地域の資源を生かした創意工夫あふれる取組を積極的に支援している。

このたび、次のとおり第2次分の採択を行った。

<採択状況> (別紙参照)

(単位: 件、千円)

区分	第1次採択		第2次採択		計	
	件数	補助額	件数	補助額	件数	補助額
合 計	8 (3)	13,112 (4,415)	6 (1)	9,808 (708)	14 (4)	22,920 (5,123)
安全・安心な暮らしの確保に向けた取組	6 (2)	7,497 (800)	0 (0)	0 (0)	6 (2)	7,497 (800)
経済基盤の確立に向けた取組	1 (0)	2,000 (0)	2 (1)	1,948 (708)	3 (1)	3,948 (708)
交流・定住の促進に向けた取組	1 (1)	3,615 (3,615)	4 (0)	7,860 (0)	5 (1)	11,475 (3,615)

※下段の()内は、おかやま元気！集落関連

<主な採択事業>

- ・ **二川地域活性化推進事業（真庭市）**

二川地域で実施している「ふたかわの味宅配事業」と「弁当配布事業」をさらに充実させるため、廃校となった中学校に特産品加工施設を整備し、生産量の安定・販路の拡大による地域の経済活動の活性化を推進する。

- ・ **井笠広域連携旅の産地直売所プロジェクト（笠岡市）**

「道の駅笠岡ベイファーム」や「星の郷青空市」など集客力のある施設に、観光客を井笠圏域の各地域へ誘導するための情報掲示板を設置するとともに、基本コースを設定した体験ツアーや情報発信力を強化する人材育成研修を実施し、広域的な観光振興を図る。

- ・ **中央公園ステージ整備事業（奈義町）**

「横仙歌舞伎」を広く身近に感じてもらうとともに、次世代に受け継ぐ環境を整えるため、町の中心部に屋外ステージを整備し、「かがり火歌舞伎」の復活や他団体と連携した公演を行うことで地域間の交流、世代間の交流を促進する。

<今後のスケジュール>

現在、第3次分の要望をとりまとめているところであり、加えて、今後、買い物助け合いプロジェクトで提案される対策への取組など、引き続き、市町村の創意工夫あふれる取組を支援する。

頑張る地域応援事業採択一覧（2次）

1 経済基盤の確立に向けた取組

(単位：千円)

	市町村	事 業 名	事 業 内 容	事業費	補助額
1	真庭市 (ハード)	二川地域活性化推進事業 ※おかやま元気！集落関連	二川地域で実施している「ふたかわの味宅配事業」と「弁当配布事業」をさらに充実させるため、廃校となった中学校に特産品加工施設を整備し、生産量の安定・販路の拡大による地域の経済活動の活性化を推進する。	1,416	708
2	鏡野町 (ソフト)	着地型旅行推進事業	「かがみのツーリズム研究会」を設置し、ツアーガイド等の人材育成、京阪神へのプロモーション活動などを通じ、地域資源を活かした着地型観光をプロデュースする旅行会社設立に向けた準備を進める。	2,480	1,240
小 計 2件（ソフト1件、ハード1件）				3,896	1,948

2 交流・定住の促進に向けた取組

(単位：千円)

	市町村	事 業 名	事 業 内 容	事業費	補助額
1	笠岡市 (ソフト)	井笠広域連携旅の産地直売所プロジェクト	「道の駅笠岡ベイファーム」や「星の郷青空市」など集客力のある施設に、観光客を井笠圏域の各地域へ誘導するための情報掲示板を設置するとともに、基本コースを設定した体験ツアーや情報発信力を強化する人材育成研修を実施し、広域的な観光振興を図る。	1,200	600
2	美作市 (ソフト)	美作市ふるさと検定実施事業	地域の人づくりを目的として開講した「美作ふるさと塾」の塾生たちが企画した「ふるさと検定」を実施し、地域住民のふるさとにに対する意識を高め、地域の活性化を促進する。	720	360
3	新庄村 (ソフト)	「餅つき」による新庄村首都圏情報発信強化事業	「東京新庄応援隊」を中心に、より多くの首都圏の住民に新庄村伝統の「餅つき」を体験してもらうことで、新庄村の情報発信を強化するとともに、交流人口の増加を図る。	1,000	500
4	奈義町 (ハード)	中央公園ステージ整備事業	「横仙歌舞伎」を広く身近に感じてもらうとともに、次世代に受け継ぐ環境を整えるため、町の中心部に屋外ステージを整備し、「かがり火歌舞伎」の復活や他団体と連携した公演を行うことで地域間の交流、世代間の交流を促進する。	24,885	6,400
小 計 4件（ソフト3件、ハード1件）				27,805	7,860

合 計 6件（ソフト4件、ハード2件）

31,701 9,808

県内各市町村の移住・定住の促進に係る主な施策について

人口減少により集落機能の低下、耕作放棄地の拡大等が進む中山間地域等において、移住や定住の促進を目的として、県内の各市町村が実施している主な施策は次のとおりである。

1 移住・定住奨励制度

管外から、中学生以下の子どもを持つ家族や一定の年齢以下の者が定住する意志を持って転入した場合などに、2町村で奨励金を支給している。

・新庄村 転入奨励金

(主な要件) 50歳未満の家族又は35歳未満の若者が、定住の意志を持って移住した場合
(助成額) 1世帯につき10万円

・吉備中央町 夢のある町定住奨励金（U・Iターン奨励金）

(主な要件) 50歳以下の者がU Iターンにより定住し、就業する場合
(助成額) 1件につき5万円、申請期限は、移住してから2年間

2 住宅取得支援制度

住宅を新築又は取得し、一定期間以上、定住することが認められる場合などに、1市町村で住宅取得費用の一部を助成している。

・笠岡市 住宅新築助成金

(主な要件) 満40歳以下の者が平成24年度末までに新築し、10年以上定住を誓約する場合
(助成額) 助成対象経費の1/10（上限100万円）

・赤磐市 住宅促進奨励金

(主な要件) 市分譲宅地に新築、1年以内に居住し、5年以上の定住が見込まれる場合
(助成額) 1件につき20万円、義務教育以下の子供がいる場合一人につき20万円加算

・早島町 若者定住促進奨励金

(主な要件) 40歳以下で町外や町内のアパート等から、住居を新築又は取得した場合
(助成額) 年額10万円を5年間交付

・矢掛町 住宅新築助成金

(主な要件) 平成26年度末までに住宅を新築した者が、10年以上の定住を誓約する場合
(助成額) 助成対象経費の1/10に相当する金額を助成

40歳以下で、転入者（上限120万円）、40歳以上の者（上限50万円）など

・奈義町 新築住宅普及促進事業補助金

(主な要件) 住宅を新築・購入した場合、増改築等は対象外

(助成額) 1件につき20万円、地元業者や県産材の利用加算で、最大40万円

・西粟倉村 住宅整備助成金

(主な要件) 満45歳以下で住宅を新築又は購入する者が、5年以上定住を確約する場合
(助成額) 1世帯1回に限り、20万円以内

3 公営分譲地取得支援制度

市町の分譲地を取得し、一定期間内に住宅を新築する場合などに、5市町で分譲地取得費用の一部を助成している。

- ・**井原市 四季が丘団地助成金**

(主な要件) 対象分譲宅地を分譲開始3年以内に購入し、1年以内に新築する場合

(助成額) 宅地購入借入金の利息(上限2%)や固定資産税相当額を3年間助成など

- ・**瀬戸内市 定住促進補助金**

(主な要件) 対象の市分譲宅地を取得し、平成26年度までに住宅を建築し定住する場合

(助成額) 分譲宅地の30%を補助

- ・**真庭市 しらうめ団地住宅建設促進事業補助金(住宅建設助成金)**

(主な要件) 40歳未満の者が対象分譲宅地を取得し、平成26年度までに新築する場合

(助成額) 1件につき20万円、申請者に15歳以下の子がいる場合、1人10万円を加算

4 その他の制度

市の分譲団地に住宅を新築する場合の用地単価の引き下げや、民間宅地の購入に対する助成金、定住促進住宅に一定期間生活し永住する意志がある場合の住宅の無償譲渡、分譲住宅の活用促進のための新築助成金、新婚夫婦に対する住宅家賃の助成などの支援を9市町村で実施している。

- ・**津山市 坪井駅前団地定住促進制度**

(主な要件) 市分譲地坪井駅団地を購入した、40歳未満の者などに対する優遇制度

(内容) 一般販売価格: 65千円/坪に対し、40歳未満の夫婦: 60千円/坪など

- ・**高梁市 定住促進住宅建築費等助成金(住宅用地取得助成金)**

(主な要件) 移住者が住宅用地を新たに購入し、3年以内に新築する場合

(助成額) 住宅用地の取得に関する費用の1/10(上限60万円)

- ・**鏡野町 町営定住促進住宅無償譲渡制度**

(主な要件) 世帯主の年齢が40歳未満の家族が転入し、町指定の定住促進住宅に20年間生活し、更に永住の意志がある場合

(内容) 定住促進住宅を無償譲渡

- ・**久米南町 早期定住促進助成金**

(主な要件) 町分譲宅地の購入から3年以内に住居を新築した場合

(助成額) 分譲価格の1/10

- ・**美咲町 新婚向け賃貸住宅家賃助成金**

(主な要件) 35歳未満で結婚1年未満の者で、町長が認めた賃貸住宅等に入居した場合

(助成額) 基準額の4/10を5年間(上限月15千円(町やなはら住宅は10千円))

※ 各市町村別の移住・定住促進施策は別添のとおり

各市町村別の移住・定住促進施策一覧

(平成23年12月)

制度の名称	制度概要		備考
	目的・対象者・要件等	助成内容	
津 山 市	<p>若者定住促進政策として、坪井駅前団地（全8区画）の分譲地購入者のうち、40歳未満の者などの申請者に対する優遇制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要 件 <ul style="list-style-type: none"> ・40歳未満の者などが、坪井駅前団地を購入し、3年以内に住居を新築すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般販売価格：65千円／坪 ・40歳未満の夫婦：60千円／坪 ・40歳未満の夫婦と小学生以下の子供：55千円／坪 ・母子・父子家庭と小学生以下の子供：55千円／坪 	他
笠 岡 市	<p>定住人口の増加を図るとともに地域の活性化の対策として、若年者等の住宅取得に対し助成金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者(次の全てに該当) <ul style="list-style-type: none"> ・本市に10年以上定住することを誓約する者 ・H21.4.1～24.3.31までに契約し25.3.31までに新築した者 ・工事契約日に満40歳以下の者 ○ 要 件 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者が居住することを目的に新たに住宅を建築するための経費で500万円以上 	助成対象経費の10/100 (上限100万円)	住宅
	<p>定住促進に係る固定資産税相当額一部助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者(次の全てに該当) <ul style="list-style-type: none"> ・本市に10年以上定住することを誓約する人 ・H21.4.1～24.3.31までに市内へ新たに住宅を取得し、取得した住宅がH22～25年度の間に新たに固定資産税の賦課を受ける対象となった人及び共有名義人 ・新たに取得した住宅を生活の本拠地としている人 ・住宅新築助成金の交付を受けていない人 	<p>新たに固定資産税が課せられることとなった年度から起算して3年度を限度として、住宅に係る固定資産税の額の2分の1に相当する金額を助成</p> <p>ただし、助成対象は住宅部分に限る</p>	
井 原 市	<p>分譲地の販売と定住促進を目的として、四季が丘団地の分譲地を購入した者又は住宅等を建設した者若しくは建設された住宅等を購入した者に対し助成金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・団地分譲開始後3年以内に分譲地を購入した者、住宅工事に着工し、1年以内に完成させることができる者 ・販売を目的とした業者が建築した住宅を購入した者 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅等取得資金利子助成金 借入金(上限3,000万円)に対する利息(上限2%)を3年間(36か月)補給 	公営 分譲
		<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税相当額助成金 固定資産税相当額を3年間助成(土地、建物) 建物対象は住宅部分のみ 	公営 分譲
		<ul style="list-style-type: none"> ・上水道加入負担金助成金 上水道加入負担金相当額(13mmで126千円)を助成 13mm超：126千円まで 	公営 分譲
		<ul style="list-style-type: none"> ・C A T V加入等助成金 C A T V新設工事等の基本料金(1台)を助成 (新設の場合52,500円) 	公営 分譲
		<ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギーシステム導入助成金 太陽光発電1kw当たり10万円 上限50万円(新築時のみ対象) 	公営 分譲
		<ul style="list-style-type: none"> ・引越費用助成金 引越費用として、1区画につき5万円を助成 	公営 分譲

各市町村別の移住・定住促進施策一覧

(平成23年12月)

制度の名称	制度概要 目的・対象者・要件等			備考
		助成内容		
高梁市	定住促進住宅建築費等助成金	定住を促進し、本市人口の増加と地域経済の活性化を図るため、市内において住宅を新築する者、中古住宅を購入し改修する者又は住宅用地を購入する者に対し助成金を交付	・住宅新築助成金 5年以上暮らす住宅の新築・購入の場合 新築・購入に係る費用の1/10(上限75万円) ※本市に移住しようとする者で未成年者を養育していない者は上限50万円 ※未成年者を養育している者が、三世代住宅を新築し三世代で居住する場合は25万円加算	住宅
		○ 対象者 ・本市に定住の意思をもって移住しようとする者 ・現に本市に住民登録を有し未成年の子を養育する者 ・住宅用用地を購入しようとする者 ※新築の場合は市内に事業所を有する建築業者等が施工するもの	・住宅改修助成金 5年以上暮らす中古住宅を改修する場合 購入後6ヶ月以内に発注し、台所、便所、浴室等を市内に事業所を有する建築業者等が改修する場合で、工事費が30万円を超えるもの改修に要する費用の1/3(上限50万円)	
			・住宅用地取得助成金 住宅用地を新たに購入し3年内に新築する場合取得に関する費用の1/10(上限60万円)	他
瀬戸内市	定住促進補助金	分譲宅地の早期完売を図り、定住を促進するため、分譲地を購入した者に補助金を交付 ○ 要件 H22～H26年度までに、市が分譲する分譲宅地に延べ50～240㎡の宅地を建築し定住すること	当該分譲宅地の30%を補助	公営分譲
赤磐市	定住促進奨励金	活力あるまちづくりを推進するため、市内の分譲宅地を取得し、定住する者に対して奨励金を交付 ○ 対象者 市分譲宅地を取得し、50㎡以上の住居用住宅を新築し、宅地売買契約後1年内に居住を開始し、5年以上定住が見込まれる者	1件につき20万円とし、義務教育以下の子供がいる場合には、子供1人につき20万円を加算	住宅
真庭市	しらうめ団地住宅建設促進事業補助金	真庭市しらうめ団地において住宅の建設を促進し、早期の住宅団地の形成に資するため、当該団地に住宅を建設又は購入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付 【要件】 ア 本人又は配偶者が40歳以下である者又は15歳以下の子のある者 イ 市が分譲したそれぞれの宅地において初めて住宅を建設する者 ウ 平成26年度の末日までに住宅の建設が完了する者	・住宅建設助成金 申請者又はその配偶者が40歳以下の場合 20万円 申請者に15歳以下の子のある場合 1人につき10万円 ※H25年度～H26年度は半額	公営分譲

各市町村別の移住・定住促進施策一覧

(平成23年12月)

制度の名称	制度概要		備考
	目的・対象者・要件等	助成内容	
真庭市 しらうめ団地住宅建設促進事業補助金	【要件】 ア 完成見学会を開催する者 イ 市が分譲したそれぞれの宅地において初めて住宅を建設する者 ウ 平成26年度の末日までに住宅の建設が完了する者	・住宅建築促進補助金 住宅の完成見学会を開催する者 7万円	他
	【要件】 モデル住宅を建設する者で、次に掲げる要件のすべてを満たすもの ア 市内に主たる事業所（本店）を有する者 イ 宅地建物取引業の免状を有するもの ウ 建築一式工事に係る建設業の許可を受けている者 エ モデル住宅の建設が平成24年9月末日までに完了する者 オ 当該住宅を6月以上宣伝用のモデル住宅として使用する者	・住宅建築促進補助金 交付する補助金の額は、100万円とし、1事業者につき1回を限度	他
早島町	若者定住促進奨励金 ○ 対象者 平成22年4月1日以降に新築又は購入した住宅（玄関、居室、便所、風呂及び台所を備えており、居住用部分の床面積が50m ² を超える住宅）、もしくは併用住宅を新築、取得したもので、住宅の取得日において40歳以下で次のいずれかの要件を満たす人 ・町外から転入して新しく住宅を取得した人 ・町内のアパート等に住んでおり、新しく住宅を取得した人 ・町内で親族等と同居しており、新しく住宅を取得した人 ○ 要件 ・定住の意志を持ち、対象住宅を取得した人 ・住民登録をし、常時居住すること	最初に奨励金の交付を受けた年度から5年間交付し、年額10万円	住宅
矢掛町	住宅新築助成金 ○ 対象者 ・居住を目的に町内に新たに住宅を建築したもの ○ 要件 ・10年以上定住を誓約する者 ・25年度末までに工事を契約し、26年度末までに新築、入居した者 ・対象者が居住することを目的に新たに住宅を建築するための経費で500万円以上であること	助成対象経費の100分の10に相当する金額を助成 ・40歳以下の者（上限100万円） ・40歳以下で以前3年間に町内に居住したことなく、転入してきた者（上限120万円） ・40歳以上の者（上限50万円） ・40歳以上で以前3年間に町内に居住したことなく、転入してきた者（上限60万円）	住宅

各市町村別の移住・定住促進施策一覧

(平成23年12月)

制度の名称	制度概要		備考	
	目的・対象者・要件等	助成内容		
矢掛町	<p>人口の増加と少子化対策として、町内への定住促進と民間開発による住宅団地の誘導促進を図ることを目的として、住宅団地を購入した者に対して、助成金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者 助成対象者が住居することを目的に新たに住宅団地（土地開発公社が分譲販売したもの）に住宅を建築した者 ○ 要件 ・10年以上定住を誓約する者 ・25年度末までに工事を契約し、26年度末までに新築、入居した者 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道加入負担金助成 13mm水道加入負担金相当額を助成 	他	
		<ul style="list-style-type: none"> ・下水道受益者負担相当額助成 農業集落排水施設受益者負担金相当額、もしくは下水道受益者負担金相当額を助成 	他	
		<ul style="list-style-type: none"> ・矢掛放送CATV加入助成 矢掛放送ケーブルテレビ加入工事費のうち、加入金相当額を助成 	他	
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者 助成対象者が住居することを目的に新たに住宅団地に住宅を建築した者 ○ 要件 ・10年以上定住を誓約する者 ・25年度末までに工事を契約し、26年度末までに新築、入居した者 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用地購入助成 新築住宅入居時に、小学生以下の子どもがいる者に対し、住宅新築による住宅用地購入にかかる経費の100分の10の相当する金額を助成 (上限100万円) 	他
新庄村	留村奨励金	新庄村に家族を持つ新規学卒者の定住を奨励するため、25歳までの新規学卒者が村内に住所を定め就業した場合、留村奨励金を支給	新庄村に5年以上の在住を条件とし、その額は10万円とする	移住定住
	転入奨励金	家族並びに若者の転入を促進するため、義務教育以下の子どもを持つ家族又は、50歳未満の家族及び35歳未満の若者が定住の意思を持って転入した場合、転入奨励金を支給	新庄村に5年以上の在住を条件とし、その額は1世帯につき10万円とする(独身者も同額)	移住定住
鏡野町	町営定住促進住宅無償譲渡制度	<p>本町における若者を中心とした世帯を対象に、独立、住み替え、U・Iターン等積極的に受け入れるための定住促進住宅に、20年間生活し、更に定住の意志がある場合に無償譲渡（5戸設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者(次の全て該当する者) <ul style="list-style-type: none"> ・本町に居住又は永住を前提として家族で転入及び転入が確約できる者 ・年間所得が100万円以上である者 ・現に住宅に困窮していることが明らかな者 ・世帯主の年齢が40歳未満で、現在小学校以下の子供がいるか将来見込まれる者 ・本町を愛し、町民の一人として地域に融和できる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃(月額)5万円 ・敷金15万円(家賃の3ヶ月分) <p>転入して生活を開始した住居及び土地は、定められた条件で20年間生活し、更に永住の意思がある場合は、無償譲渡 (5戸中4戸に入居済み)</p>	他
	おかやまの木で家づくり推進事業補助金	<p>県産材の需要拡大と町内定住者の拡大、促進を目的として、以下のを満たした場合に補助金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者 おかやまの木で家づくり推進事業実施要領に規定する補助金交付決定者で、町内に自ら居住するために新築される1戸建て住宅を取得する者 	1戸 30万円(単町費上乗)	住宅

各市町村別の移住・定住促進施策一覧

(平成23年12月)

	制度の名称	制度概要		備考
		目的・対象者・要件等	助成内容	
奈 義 町	町営分譲宅地報奨金	奈義町営分譲宅地の販売促進のため紹介者に報奨金を交付。ただし、紹介者が購入者の2親等以内の親族は対象外	一区画当たり30万円	他
	新築住宅普及促進事業補助金	<p>定住人口の増加と県産材の需要拡大を図ることを目的に、奈義町内において住宅を新築する者に対し予算の範囲内において、補助金を交付 ただし、増改築、模様替えは対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者 町内に住宅を新築された方 ○ 要件 <ul style="list-style-type: none"> ・個人が建築又は購入する一戸建て住宅であること ・延べ床面積の1/2以上かつ80m²以上が住居用で、台所、便所、浴室があること 	<p>① 町内に建築する住宅:20万円 ② 町内の施工業者により施工する住宅:10万円 ③ 県の「おかやまの木づくり推進事業」の要件を満たす住宅:10万円(単町費) ④ 前各号に複数該当する場合は合算とする:最大40万円</p>	住宅
西 粟 倉 村	住宅整備助成金	<p>人口の減少を最小限に抑え、地域の活力の維持をはかるため、住宅を新築又は購入した以下の要件を満たす者に助成金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者 村内に住宅を新築及び購入する場合で、村内に住民登録し、5年以上居住を確約し、満45歳以下の者 村分譲地購入の特典を受けている場合は対象外 	1世帯1回に限り、20万円以内 ※世帯全員の収入が、1千万円以下の世帯	住宅
	就業研修助成金	<p>人口の減少を最小限に抑え、地域の活力の維持を図るため、以下の条件を満たす者に助成金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者 西粟倉村雇用促進協議会の実施する長期実践型就業研修を終了し、引き続きその事業所に就業するもので、住民登録し、5年以上居住を確約する者 	1世帯1回に限り、毎月2万円以内とし、1年間を限度とする ※世帯全員の収入月額30万円以下の世帯	他
	にしあわくら木の家づくり推進事業補助金	<p>村の木材の需要拡大並びに木材産業及び住宅産業の活性化を図るために、村内で生産される木材で村内の製材所が製材した材木を一定量使用し、かつ、村内の建築業者の施工により建築した在来型木造住宅に対し補助金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・村内に住所を有し、自ら居住するために村内に一戸建て木造住宅を新築する者又は村外に住所を有し、自ら居住するために村内に一戸建て木造住宅を新築した後、速やかに本村に住民登録する者 ・住宅完成後10年以上の期間において、本村に住所を有し、当該住宅に居住し、かつ、当該住宅の所有権を第三者へ移転しないことを確約する者 ただし、村長がやむを得ない事情があると認める場合を除く ・木材を16m³以上使用のこと ・建築面積100m²以上であること 	県の「おかやまの木で家づくり推進事業」の補助金20万円に、町単独で1戸当たり50万円を上乗せ補助	住宅

各市町村別の移住・定住促進施策一覧

(平成23年12月)

制度の名称	制度概要		備考
	目的・対象者・要件等	助成内容	
久米南町	分譲宅地購入助成金	<p>町分譲宅地への定住促進のため、一定の要件を有する者に予算の範囲内で助成金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者 平成25年度末までに、分譲宅地を購入した者 	50万円を交付する
	早期定住促進助成金	<p>町分譲宅地への定住促進のため、一定の要件を有する者に予算の範囲内で助成金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・分譲宅地の引渡し3年内に自ら居住する住宅を建築すること ・住民基本台帳に記録されていること 	分譲価格の100分の10を乗じて得た額を交付 他
	町分譲宅地紹介謝礼金	<p>町営分譲宅地の購入希望者をあらかじめ紹介していただき、結果、宅地の分譲となった場合、その分譲価格に応じて謝礼金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者 紹介者と購入希望者が次の要件をすべて満たす場合とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・分譲宅地の購入申込み以前に、町へ所定の情報提供書の提出があること ・情報提供をいただいた日から1年内に分譲契約の締結があること ・紹介者と購入希望者が同居の家族でないこと ・紹介者が町の職員でないこと 	紹介謝礼金については、分譲代金×3%+6万円。また、謝礼金の交付の時期は、町から購入希望者への所有権移転登記が完了した後、紹介者からの請求により交付 他
	木で家づくり推進事業補助金	<p>県産材野の利用促進と町の分譲宅地への定住促進のため、県が行う「おかやまの木で家づくり推進事業」の上乗せ補助を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・おかやまの木で家づくり推進事業実施要領に規定する補助金交付決定者で、町内に自ら居住するために新築される1戸建て住宅を取得する者 ・町が分譲する土地に建築する場合は加算する 	県の「おかやまの木で家づくり推進事業」の補助金20万円に、町分譲地の場合はさらに25万円を上乗せし総額45万円を補助 住宅
	空き家活用促進事業補助金	<p>町内に所在する空き家の流動化を図り、町内への定住促進を目的として、空き家を購入若しくは賃借又は無償で使用する転入者、及び転入者に賃貸又は無償で使用させる空き家を所有する者の居住の用に供する部分(店舗、倉庫等の用途に係るもの)を除く)に対し補助金を交付</p> <p>ただし、当該空き家の機能向上のために行う改修及び設備改善に要する費用に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 台所、トイレ及び風呂の改修費用 ② 簡易水道及び公共下水道への接続工事に要する費用 ③ 前2号に掲げるもののほか、町長が補助することが適當と認める屋内の改修に要する費用 ただし、畳替え、襖又は障子の張り替え、ガラスの入れ替え等簡易な改修に要する費用は除く 	補助金の額は、前条に定める経費の総額に10分の4を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)とし、当該額が100万円を超えるときは、100万円 住宅

各市町村別の移住・定住促進施策一覧

(平成23年12月)

制度の名称	制度概要		備考
	目的・対象者・要件等	助成内容	
久米南町賃貸建築用地無償貸付事業	民間活力を導入しながら地域活性化を図るため、定住環境を整備することを目的として、町内で賃貸住宅を経営しようとする民間事業者等に町有地を無償貸付	この事業の町有地の貸付期間は、契約の日から起算して30年を超えないものとし、貸し付けの町有地の使用料は無償	他
美咲町	町営分譲住宅団地等購入補助金	美咲町住宅団地の早期完売及び町有地販売促進のため、宅地購入者に補助金を交付 ○ 対象者 自ら居住するための住宅を新築することを目的として、町営分譲住宅団地等を購入した者又は第3者に分譲地とともに譲渡することを目的として住宅の建設を行った者から購入した者	購入宅地の面積に対して、坪当たり5,000円 ただし、住宅の新築にあたり、町内の建築業者又は木材業者に発注し、住宅を新築した者については、坪当たり10,000円 公営分譲
	新婚向け賃貸住宅家賃助成金	定住促進のため、賃貸住宅等に入居する新婚世帯の家賃に対して助成金を交付 ○ 対象者 公務員を除く、35歳未満で結婚1年未満の者で、町長が認めた住宅の入居者	住宅手当を控除した実質家賃を基準額に100分の40を乗じて得た額で、支給期間は5年間 月額上限：15,000円（ただし、美咲町有住宅管理のやなはら住宅は、月額上限10,000円） 他
	美咲町定住促進住宅新築等補助金	町内定住者を促進するとともに地場企業の育成を図り、魅力と活力ある町づくりを進めることを目的として、町が分譲する住宅団地を購入し住宅を新築する又は新築されたものを購入した者に対し補助金を交付 ○ 対象者 町内に自己が所有するために延床面積66平方メートル以上280平方メートル以下の住宅を新築し、その物件に係る固定資産税（当該年分）を完納した者	1 町が分譲する住宅団地を購入し住宅を新築する又は新築されたものを購入した者にあっては、土地及び住宅を対象とし、町内の建築業者又は木材業者を主として利用し、住宅を建築した場合にあっては、固定資産税相当額、その他にあっては固定資産税相当額の2分の1に相当する額 2 住宅団地以外の土地に住宅を新築する又は新築されたものを購入した者にあっては住宅のみを対象とし、その額は、前項による 住宅
吉備中央町	夢のある町定住奨励金	吉備中央町への定住を促進し、町の担い手を確保することで、豊かで活力のある町づくりに寄与することを目的に奨励金を交付 ○ 対象者 自らが居住するための住宅を取得した者で、最初に固定資産税が賦課された年の1月1日現在50歳以下、対象住宅は延床面積が50平方メートル以上であること	・ 住宅取得奨励金 対象住宅の固定資産税相当額（上限10万円/年、対象住宅が岡山県及び町が販売する吉備高原都市又はハートフルタウンの分譲地にある場合は上限12万円/年） 最初に固定資産税が賦課された年を含め5年間 住宅
		吉備中央町への定住を促進し、町の担い手を確保することで、豊かで活力のある町づくりに寄与することを目的に奨励金を交付 ○ 対象者 町外からUターンにより、町内又は通勤可能な町外の事業所等に就業し、申請年度の4月1日現在において50歳以下であること	・ U I ターン奨励金 Uターン：5万円 Iターン：5万円 申請期限は、転入後2年間 転勤等による一時的な転入や婚姻等による転入は対象外 移住定住

「中山間地域の買い物に関する集落調査（速報版）」について

1 調査の目的

中山間地域に生活する住民の日常の買い物について、単に不便を感じているどうかだけでなく、日常生活品の購入先や購入先までの移動手段、時間等を調査し地域の実態を把握する。

2 実施主体

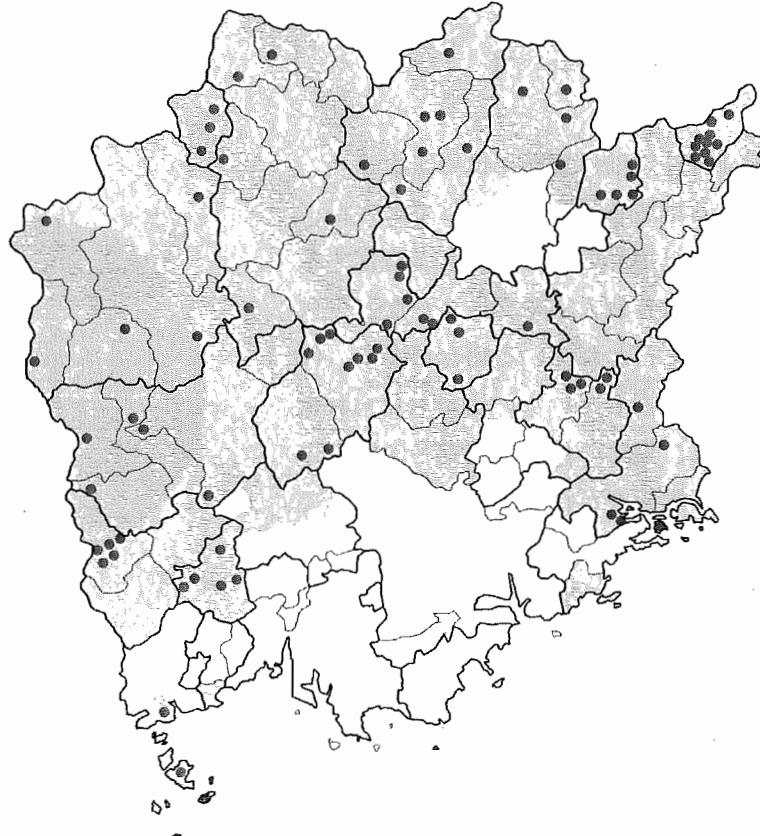
買い物助け合いプロジェクト（集落支援ヒビサト、岡山県中山間地域県・市町村連携協議会）

3 調査手法

全域が中山間地域の市町村及び岡山県中山間地域県・市町村連携協議会ワーキング会議に参加している 16 の市町村からそれぞれ推薦のあった概ね 5 集落の代表者 87 人と集落の代表者から推薦のあった住民 175 人（集落あたり 2~3 人）に対して調査員を派遣しヒアリング調査を行った。

【市町村別の調査集落数】

津山市 (4)、笠岡市 (4)、井原市 (5)、高梁市 (5)、新見市 (5)、備前市 (5)
真庭市 (5)、和気町 (5)、矢掛町 (5)、新庄村 (3)、鏡野町 (7)、奈義町 (5)、
西粟倉村 (10)、久米南町 (3)、美咲町 (7)、吉備中央町 (9)



4 集落の代表者に対する調査

(1) 買い物関係

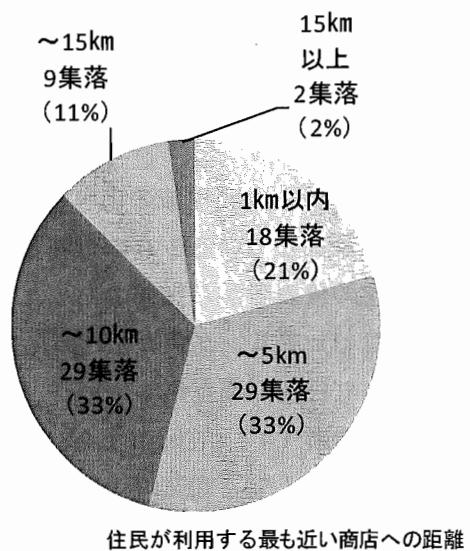
集落の代表者に聞いた地域の買い物を取り巻く状況は次のとおりであった。

【最も近い商店への距離の平均】

集落代表者が回答した「集落住民が利用する商店」までの距離の平均は 13.6 km だったが、そのうち、最も近い商店までの距離の平均は 5.8 km となっている。

【最も近い商店への距離分布】

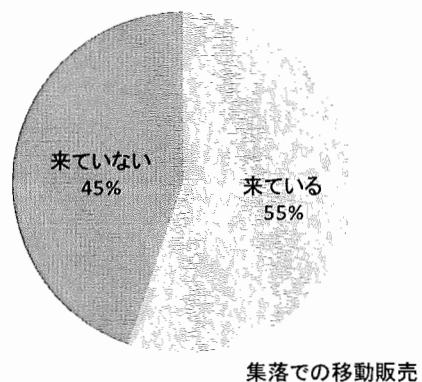
次に、その「住民が利用する最も近い商店」までの距離を整理したところ右のような分布となった。1 km 以内に商店がある集落は 18 集落で 21 %、1 km～5 km 以内に商店がある集落は 29 集落で 33 %、5 km～10 km 以内は 29 集落で 33 %、最も近い商店まで 10 km 以上離れている集落は 2 集落という結果になった。



【集落での移動販売について】

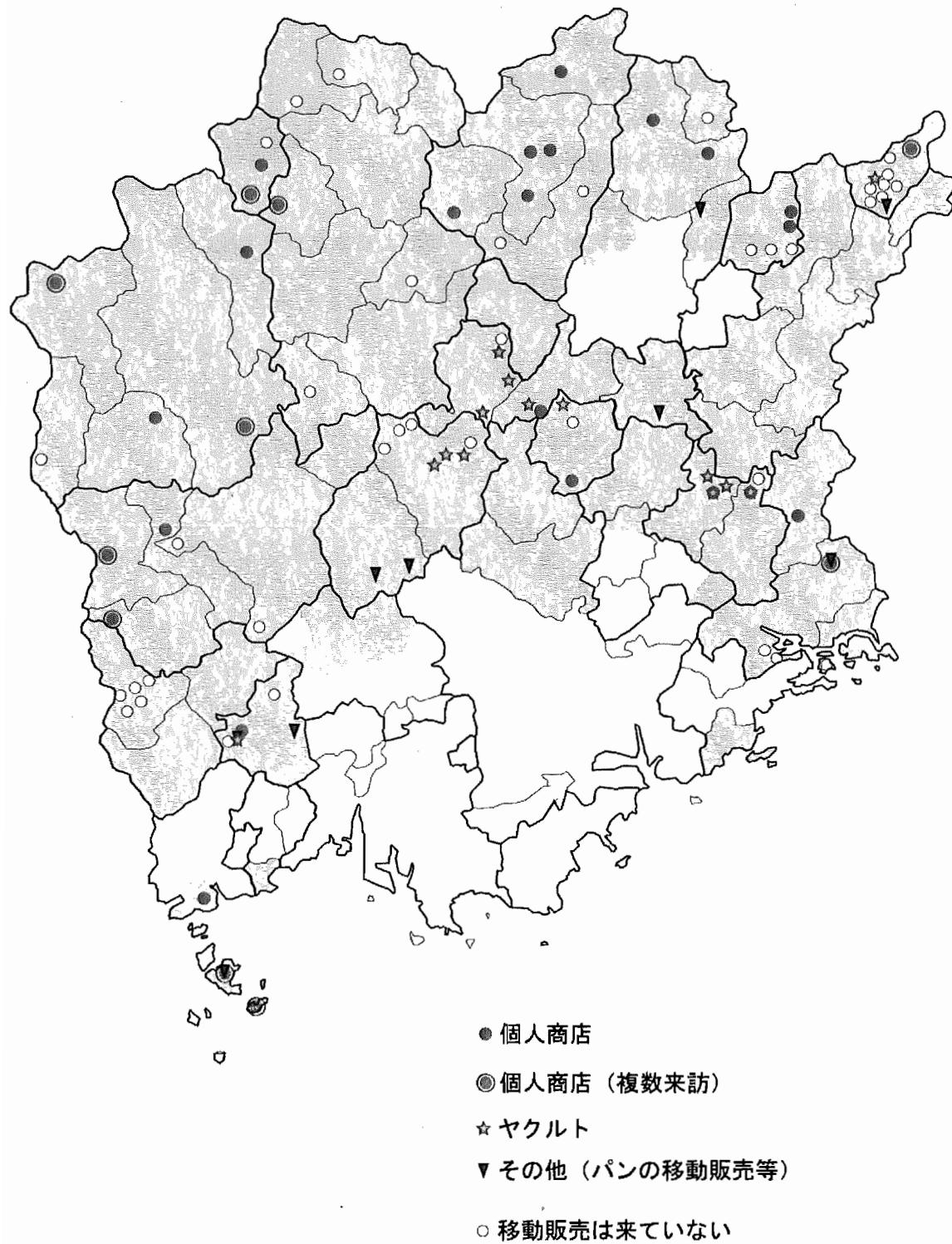
移動販売は、以前は集落単位等まとまつた戸数がある地域を対象に行われていたが、戸数が減り、日用品の購入方法も多様化する中で、現在では各個人宅や 2～3 戸など少数の戸数を対象に行われている場合が多く、代表者が状況を把握していない場合も見られた。右のデータは、集落の代表者調査と住民調査の結果から移動販売が行われていると確認できた集落について整理したものである。

調査した集落の約 55 % の 48 集落で移動販売が行われていた。



次に、行われている移動販売を地域別・事業者別に整理したところ、県北部に多く見られ、事業者は個人商店が最も多かった。

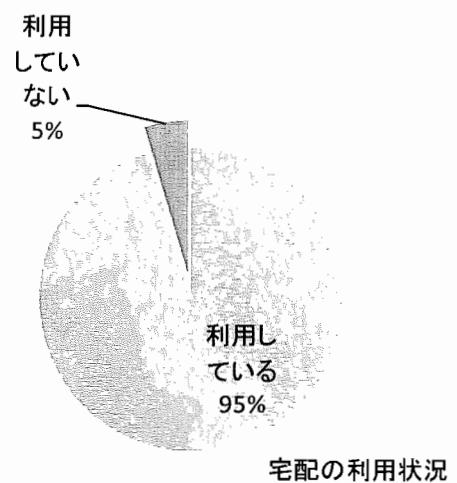
また、ヤクルトの訪問販売員が販売時に惣菜や豆腐等を販売している状況があったほか、県の南西部から北東部にかけて、パンの移動販売等が行われている状況（数年前までは来ていたが最近来なくなったという意見があった）が見られた。



【集落での宅配について】

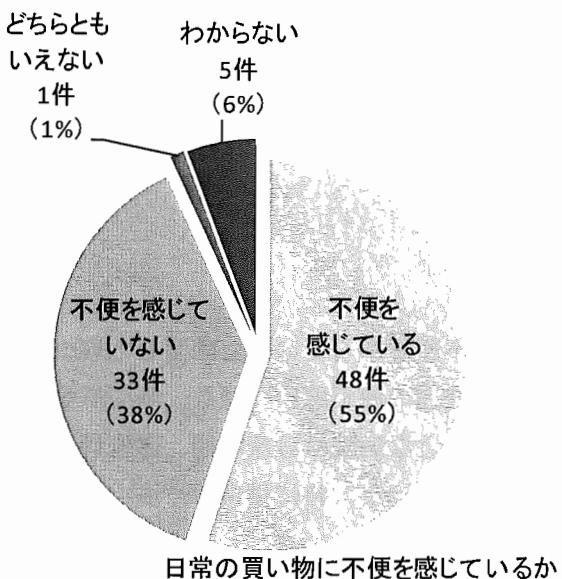
集落の代表者調査及び住民調査による
と、95%の集落で宅配による買い物をして
いる状況があった。そのうち、代表者か
ら生活協同組合の宅配を利用していると
の回答があったのは67集落で、28集落
からJAの宅配サービスを利用していると
の回答があった。JAの宅配サービスは、
灯油、肥料などの農業資材から野菜等の食
材、日用品、配食など、幅広いサービスを
支店ごとに展開している状況があった。

その他、社会福祉協議会等による配食や食
材の宅配、個人商店による宅配、スーパー等によるカタログ宅配、ネット販売など様々
なサービスを利用している状況が見られた。



【買い物の利便性に関する代表者の認識】

「集落の方々は日常の買い物に不便を感じていますか」という問い合わせに対して、「不便を感じていると思う」との回答が48件あり、「不便を感じていないと思う」との回答は33件（「どちらともいえない」1件、「わからない」5件）で、不便を感じている集落の割合は約55%となっている。



(不便を感じていると回答した理由)

- ・ 近所に店がない、近所の店がなくなった……18件
- ・ 車のない人は不便だ……14件
- ・ バス停まで出るのが大変、公共交通機関がない……10件
- ・ 地域にタクシーがない……1件

このほか、スーパー等が遠い、近所の店の鮮度や品揃えが悪いことのほか、宅配やタクシー、運転免許のある人に頼むという現在の買い物の方法に対する不便や不満が21件あった。

また、不便の解消に向けて、地域の助け合いが必要との意見が2件あった。

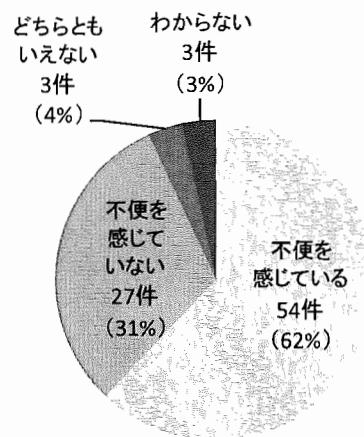
(不便を感じていないと回答した理由)

- ・ 車を運転している人がほとんど、車があるので便利……8件
(一方で「車を持たない人は不便だろう」3件、「今は良いが車の運転ができない人が今後増えると不安」3件との意見があった。)
- ・ スーパー等日用品の購入先が近い……7件
- ・ 生協等の宅配がある……4件
- ・ 個別の商店やヤクルトなどの移動販売がある……4件
- ・ 運転免許がない人でもそれなりの手段で買い物を行っている……2件

(2) 通院関係

【通院の利便性に関する代表者の認識】

「集落の方々は通院に不便を感じていますか」という問い合わせに対して、「不便を感じている」との回答が54件あり、「不便を感じていない」との回答は27件（「どちらともいえない」3件、「わからない」3件）で、6割以上の集落で通院に対して不便を感じていると回答している。



(不便を感じていると回答した理由)

- ・ 交通の便が悪い（便数、時間帯等） …… 35件
 - ・ 身近な病院は診療時間、診療科目が限られている …… 12件
- このほか、特に積雪時や途中に階段があることから通院が不便という意見もあった。

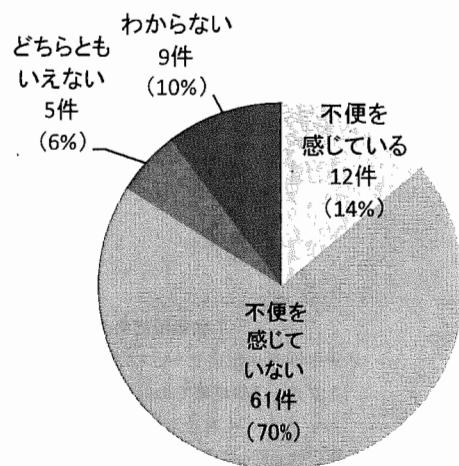
(不便を感じていないと回答した理由)

- ・ 病院が近い …… 6件
 - ・ 公共交通機関がある …… 6件
 - ・ 車利用の人がほとんどなので問題ない …… 4件
- このほか、慣れているので何とかなっている（3件）、行けなくても往診がある（1件）のほか、医療費が安く気軽に医者にかかるので大きな病気にかかることが比較的少なく遠くの病院に行く必要性があまりないなどの意見もあった。

(3) デイサービス関係

【デイサービスの利便性に関する代表者の認識】

「集落の方々はデイサービス施設の利用に不便を感じていますか」という問い合わせに対して、「不便を感じている」との回答が12件、「不便を感じていない」との回答が61件（「どちらともいえない」5件、「わからない」9件）で、約7割の集落で不便を感じないと回答している。



(不便を感じていると回答した理由)

- ・ 行きたい日に行けない……6件
- ・ 気遣いをしてしまう、人間関係のストレス……2件
- ・ 費用がかさむ……1件
- ・ 交通の便が悪い……1件

デイサービス施設の利用に不便を感じるか

(不便を感じていないと回答した理由)

- ・ 送迎がある……38件

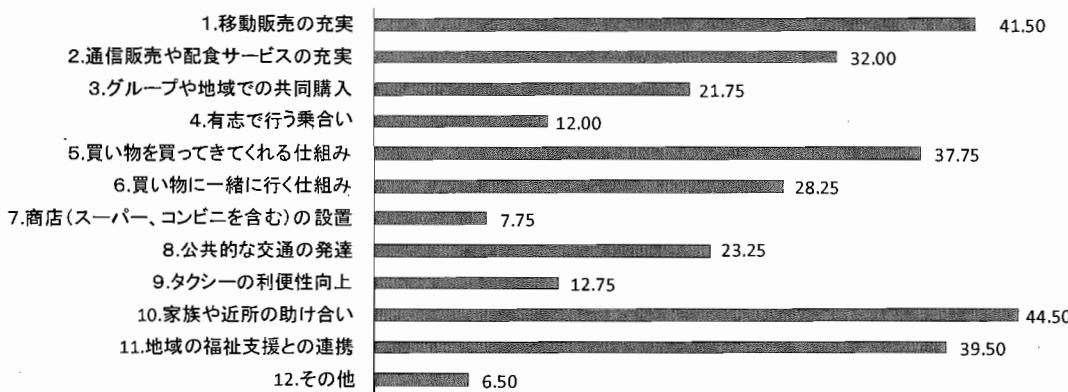
このほか、デイサービスが買い物にも連れて行ってもらえるという意見もあった。

(4) 今後活用すべき仕組みについて

5年後を見据えて日常の買い物ができるためには、どのような仕組みが必要だと考えるのか意見を聞いたところ、次のような結果となった。

11の選択肢から1位から3位までの3項目を選択してもらい、1位に挙げた項目については1.5を、2位に挙げた項目については1.25を乗じて点数を集計した。

今後活用すべき仕組み



最も点数が多かったのは、「10. 家族や近所の助け合い」で44.5ポイントとなっている。理由としては、「お年寄りの買い物を地域で支えているから」、「一番現実的だから」というコメントが挙げられている。

また、「近所、家族とも付き合いが必要だから当たり前のこと。昔から五人組があり、何事があっても親戚付き合いをしてきた」というように、地域では支えあいを当然のことと考えており、「地域の良さを保つには助け合いが必要」、「今後も続ける」という意見に反映されている。

今後、地域での助け合いを継続していくためには、「昼間は若い人がいない」、「荷物を運ぶのは大変」とあるように若い人の確保が課題となっている。

(「10. 家族や近所の助け合い」との回答へのコメント)

- ・ 地域の良さを保つためには助け合いが必要……7件
- ・ お年寄りの買い物を今も地域で支えている……6件
- ・ 一番現実的だから……3件
- ・ 昔から五人組があり、何事があっても親戚付き合いをしていた……1件
- ・ 昼間は若い人がいない……1件
- ・ 荷物を運ぶのは大変だ……1件 等

次に多かったのが、「1. 移動販売の充実」で41.5ポイントとなっている。理由としては、「現実的」、「近くで買い物ができる」、「高齢者や周囲の人の負担が軽い」、「自分で商品を選べる」という声や「今後の高齢化に向けて必要」というコメントが挙げられて

いる。

一方で「少し割高」なので利用が減っており、「移動販売をなくさないため購入を促進して支える必要がある」というコメントも見られた。

(「1. 移動販売の充実」との回答へのコメント)

- ・ 近くで買い物ができる……7件
- ・ 今後、高齢化が進むにつれて必要になる……5件
- ・ 自分で商品を選べる……2件
- ・ 今後活用すべき仕組みとして最も現実的……2件
- ・ 移動販売をなくさないため購入を促進して支える必要がある……2件
- ・ 高齢者や周囲の人の負担が軽い……1件
- ・ 配達料がかかるため少し高くなる……1件

3番目に多かったのが「11. 地域の福祉支援との連携」で、理由としては、5年後、10年後、地域に住む多くの人が高齢者となる中で、その高齢者を支える若い層がいなくなる場合を考えると、地域福祉サービスとの連携が必要との意見が多くなっている。

連携の方法としては、ホームヘルパーによる家事支援の一環での買い物代行や、デイサービスでの買い物ツアーやなど様々な意見が挙がっている。

(「11. 地域の福祉支援との連携」との回答へのコメント)

- ・ 現在、デイサービスで実施している買い物ツアーやがよい。ただ、病気になると利用できない点の改善が必要……2件
- ・ みんなが高齢になるので必要……1件
- ・ 今70代の方の5年先、10年先が大変だ……1件
- ・ 足のない人にとっては福祉バスとの連携が必要……1件
- ・ 家に来て家事もしてもらえる……1件

次いでポイントが高かったのが、「5. 買い物を買っててくれる仕組み」となっている。理由としては、「出歩くのが難しくなった人の見守り等を兼ねることができるから良い」、「今も頼まれることがある」という意見がある一方で、「生活の中を見ることになる」と心配する意見や持続するためには「システムやルールを作る必要がある」という意見があった。

(「5. 買い物を買っててくれる仕組み」との回答へのコメント)

- ・ 高齢化で外出が困難になるので必要……3件
- ・ 集落でそうした仕組みづくりを考える必要がある……2件
- ・ 出歩くのが難しくなった人の見守り、健康状態の確認も兼ねられる……1件
- ・ 店がないから（小売店を維持できる人口はない）……1件

- ・ 有償で買い物代行をする仕組みをつくると持続するのではないか…… 1 件
- ・ 今も頼まれることがあるので。ただ、生活を覗くのが気になる…… 1 件
- ・ システムやルールを作る必要がある…… 1 件
- ・ 信頼できる人に代行してもらう必要がある…… 1 件 等

5番目にポイントが高いのが、「2. 通信販売や配食サービスの充実」となっている。主な意見は次のとおりで、特に高齢の一人暮らしの男性の回答が多くなっている。また、利用に当たっては、わかりやすさ、注文しやすさという観点から「紙ベース、電話での注文が必要」との意見があった。

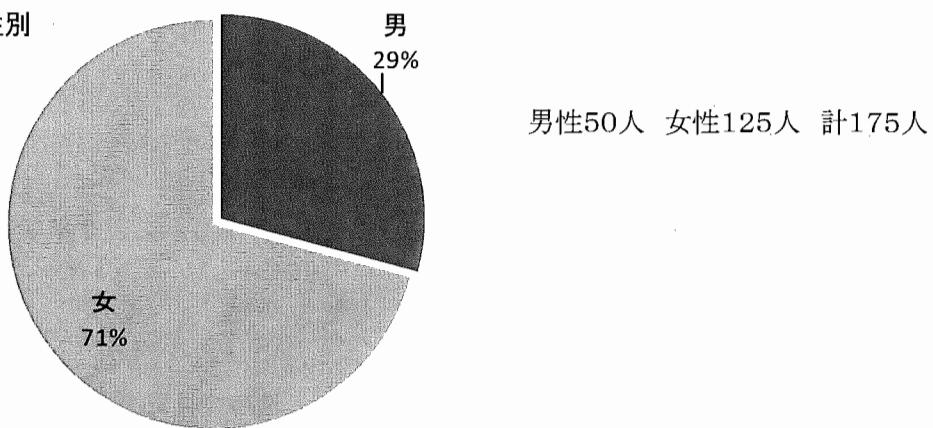
- (「2. 通信販売や配食サービスの充実」との回答へのコメント)
- ・ 家まで配達してくれるので便利…… 2 件
 - ・ 栄養の偏りをなくすためにも配食サービスは必要…… 2 件
 - ・ ネットでの注文は難しいので、紙ベース、電話での注文が必要…… 2 件
 - ・ 近くに店がなく、食材の調達のために必要…… 1 件
 - ・ スーパーと連携できればよい…… 1 件
 - ・ 動けなくなったらこれしかない…… 1 件
 - ・ 配送サービスの充実が必要（船着き場から各戸への配送の改善）…… 1 件

5 集落の住民に対する調査

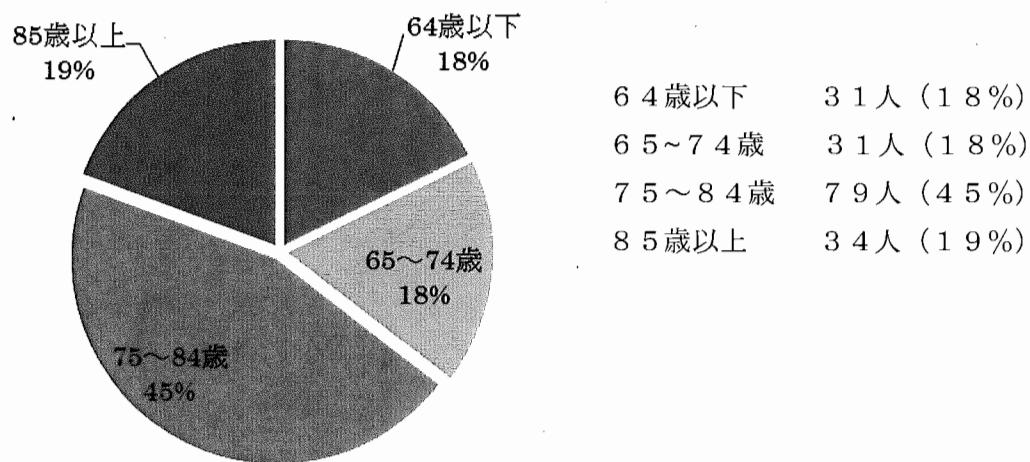
(1) 住民回答者属性

聞き取り調査した集落住民の属性は次のとおりである。

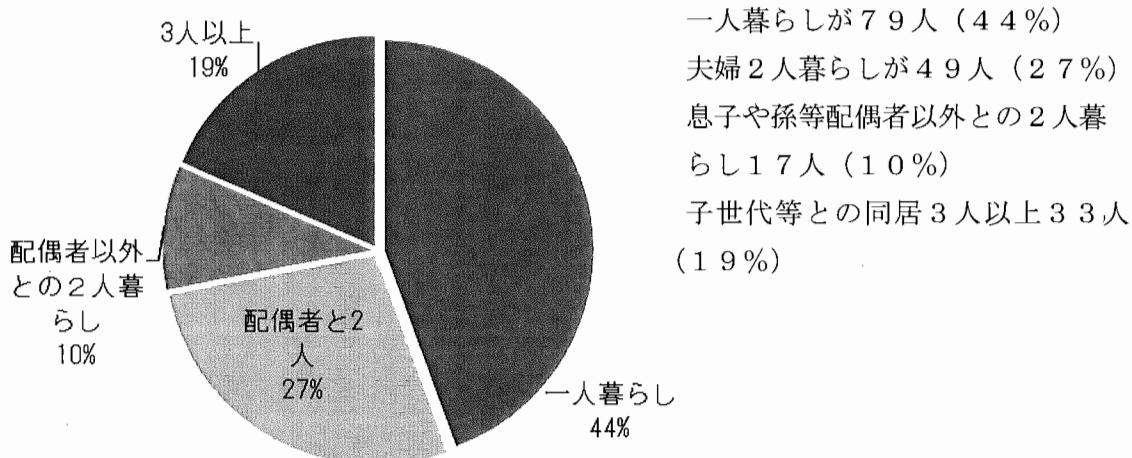
① 性別



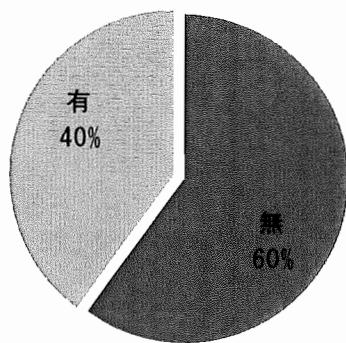
② 年齢



③ 家族構成

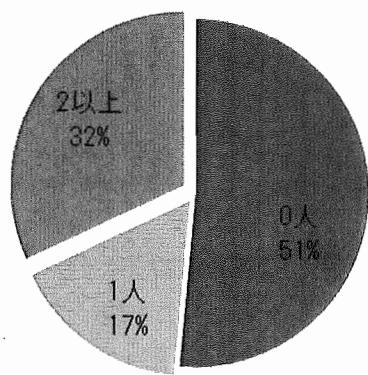


④ 運転免許の保有状況（本人・世帯）



回答者本人の運転免許の保有状況については有が70人（40%）、無が105人（60%）だった。

世帯の運転免許保有者



世帯で見た場合の保有状況は、世帯の誰も持っていないが90世帯（51%）、本人も含めて1人が持っているが29世帯（17%）、2人以上が免許を持っているが56世帯（32%）だった。

(2) 買物の現状

自ら出向いて商店で買い物をする場合のほか、商品を積んだ車が近所または家に来る移動販売、生協・農協などの宅配サービスを利用するといった回答のほかにも多様な入手方法を活用している。

例えば、野菜・米は自家生産や近所からもらうという場合も多く、「近所の農家から毎年買っている」という声も聞かれた。同様に、「買ってきてもらう」、「娘が来るときに買ってくる」、「連れて行ってもらう」、「一緒に行く」という回答が多くあった。

また、そのほかに「デイサービスの一環による買い物ツアー」など、様々な方法で買い物を行っている状況が見られた。

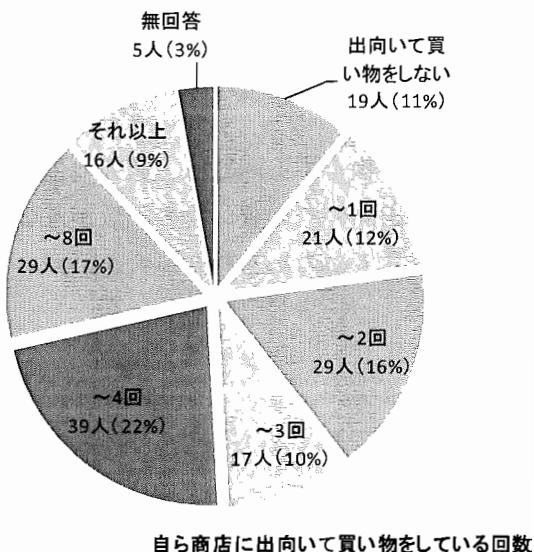
① 自ら商店に出向いて買い物をしている場合

【自ら商店に出向いて買い物をする回数】

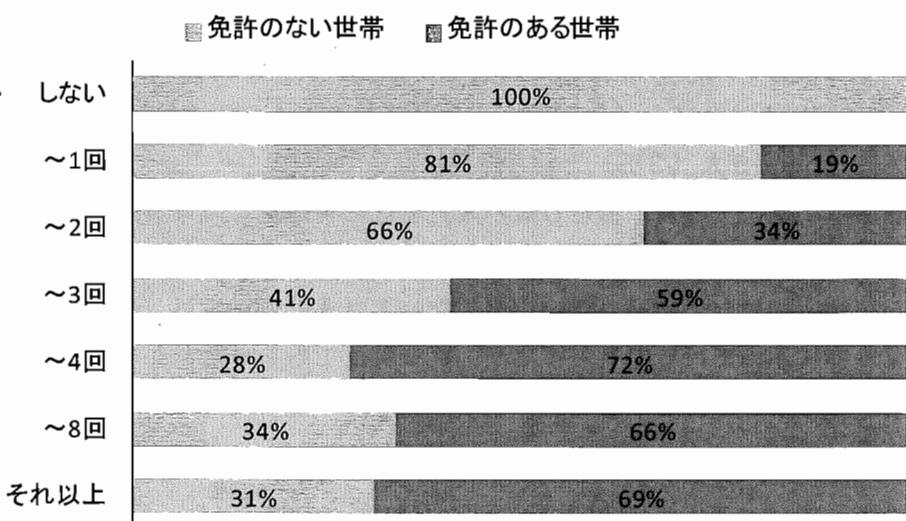
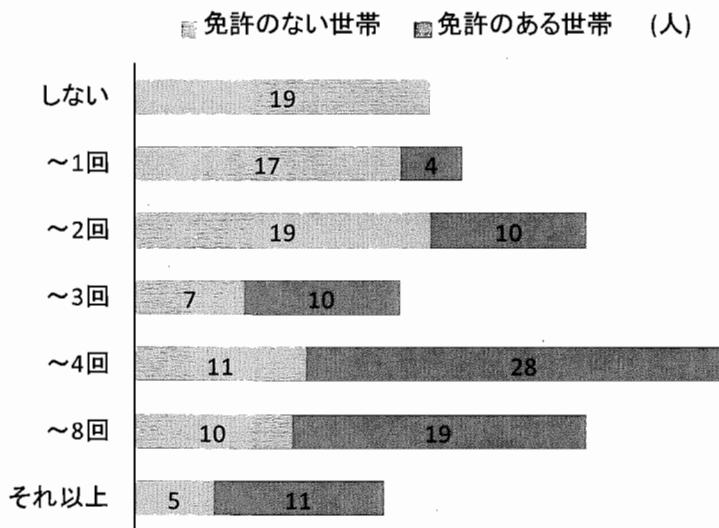
日常の買い物を行う複数の商店のうち最も頻繁に出向いて買い物をする商店を住民が平均して利用する回数は、月3.5回／人となっている。月当たりの買い物の回数を見ると、自ら商店に出向いての買い物をしない人は19人(11%)、1回買い物をしている人は21人(12%)、2回以下は29人(16%)、3回以下は17人(10%)、4回以下は39人(22%)、8回以下は29人(17%)、それ以上が16人(9%)、無回答5人(3%)という結果になっている。

「商店に出向いての買い物をしない人」を含め半数近く(49%)が商店に出向いての買い物の回数は月3回以下となっている。

なお、商店に自ら出向いて買い物をしない19人については、近所の人や子どもなどに買い物に連れて行ってもらったり、買ってきてもらったりしているほか、生協などの宅配サービスを利用している。



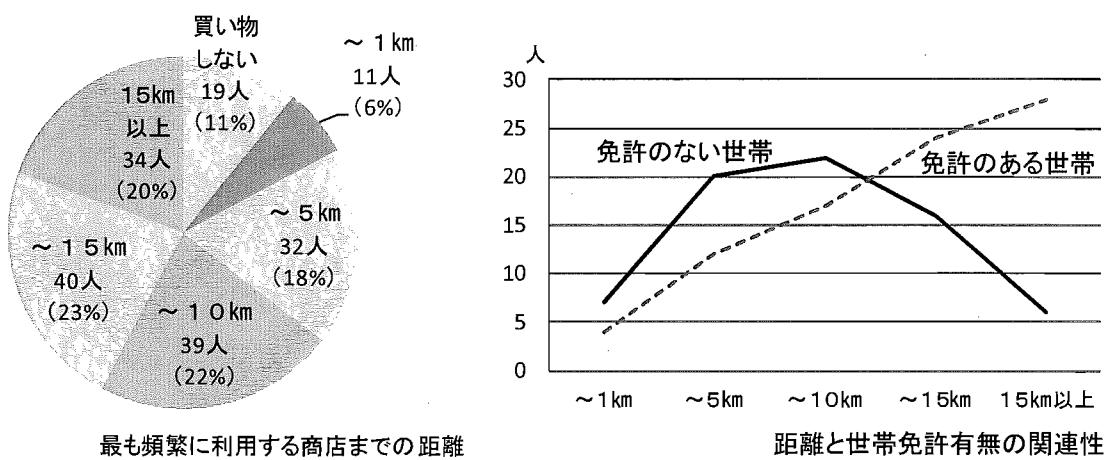
【買い物に出向く回数と世帯内の自動車運転免許の有無との関係】



買い物をする回数は、個人の生活の仕方にもよるものであり一概には言えないが、商店に出向いての買い物の回数が月2回以下の場合は、自動車運転免許のない世帯に属している人の占める割合が大きい。

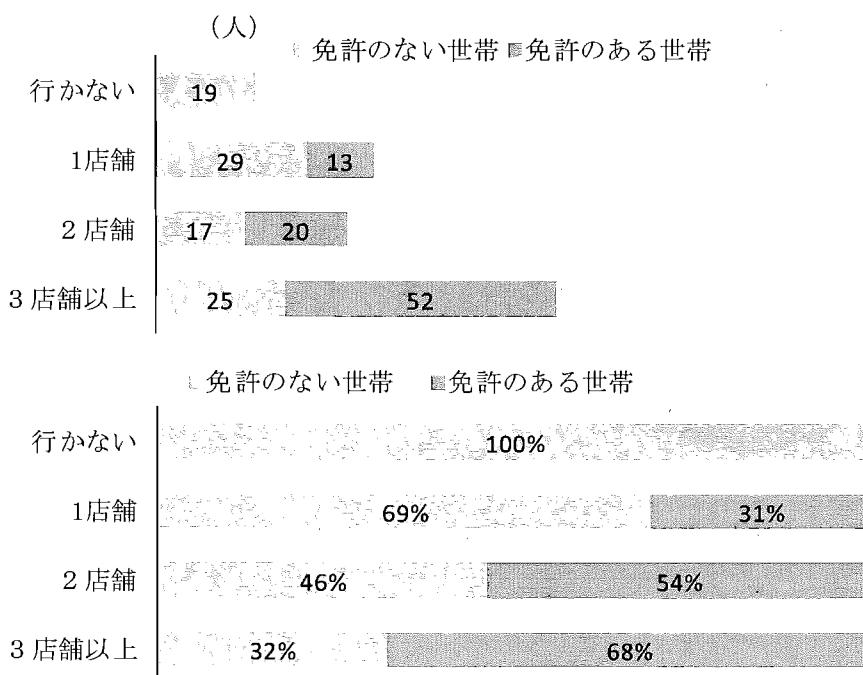
【買い物に出向く商店までの距離（最も頻繁に利用する商店までの距離）】

集落の住民が出向く最も近い商店までの平均距離は5.8kmだったが、最も頻繁に出向く商店までの平均距離は11kmとなっている。頻繁に利用する商店までの距離を見ると、1kmメートル以内が6%、5km以内が18%、10km以内が22%で、10kmより遠い商店に出向いている住民の割合は43%となっている。



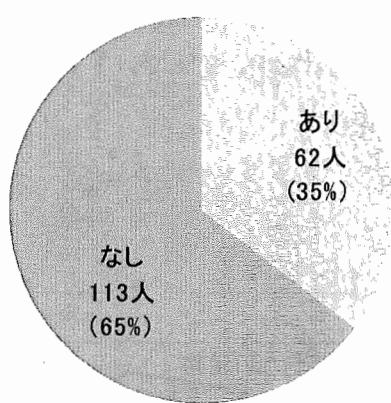
【買い物に出向く商店の数と世帯の自動車運転免許保有状況】

買い物に出向く商店数を世帯の自動車運転免許保有状況別に見たところ、運転免許を保有している世帯に属する人ほど買い物に出向く商店数が増えている。



② 移動販売で買い物をしている場合

移動販売利用の有無



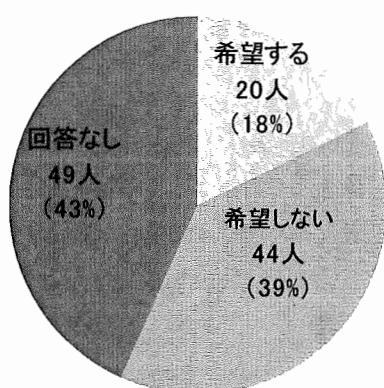
62人（35%）が移動販売を利用してお
り、113人（65%）が利用していない。

【移動販売への要望】

- ・ 個食パックを小さくしてほしい……3件
- ・ 少しづつでもいいから品揃えを変えてほしい……2件
- ・ いつ来るか時間帯がわからないので決まった時間に来てほしい……2件
- ・ 来てくれるだけでも良い……1件
- ・ 再開してくれたら嬉しいが、無理は言えない……1件
- ・ 仕方ないが、値段が高い……1件

【現在移動販売を利用していない人の移動販売の利用希望の有無】

移動販売利用希望の有無



移動販売を利用していない113人のうち、20人（18%）が移動販売の利用を希望し、44人（39%）が希望しないという結果となった。

(「移動販売がない場合、移動販売を希望しますか。」についての主なコメント)

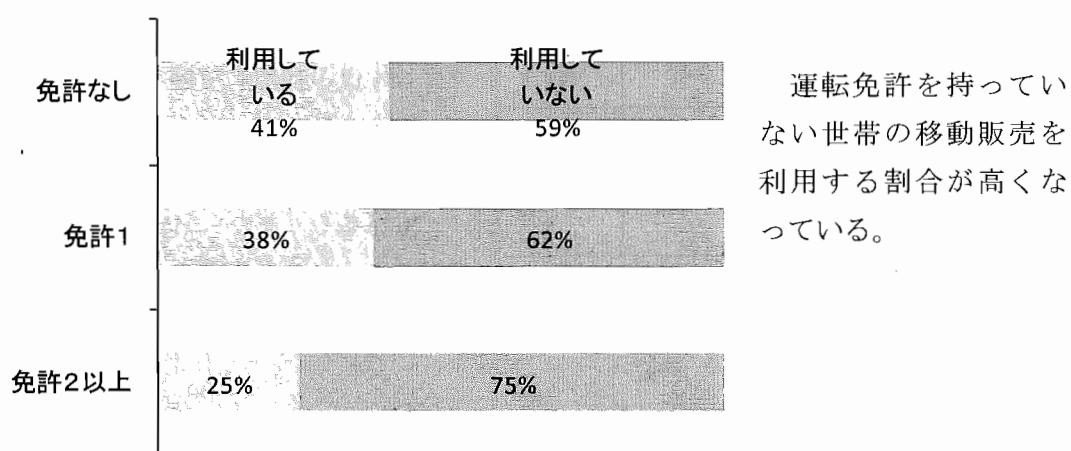
(希望する)

- ・ 食料品・生活用品を買いたい…… 5件
- ・ 現物を見て衣類、食品を買いたい…… 3件
- ・ JAがやってくれると良い。ただし、絶対買うとは約束できないので、お願ひするのには気が引ける…… 1件

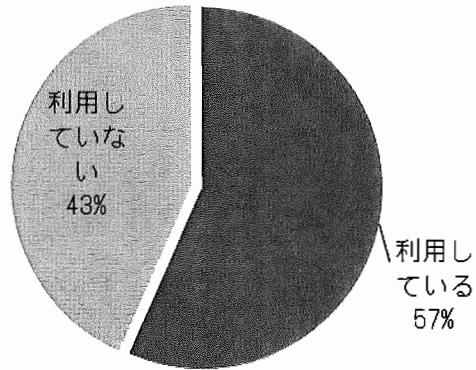
(希望しない)

- ・ お店に行った方がたくさんの商品の中から選べる…… 1件
- ・ 留守が多いので利用しづらい…… 1件
- ・ 娘が買ってきてくれるの必要ない…… 1件
- ・ デマンドタクシーで買い物に行けるの必要ない…… 1件

【移動販売の利用と世帯の自動車運転免許取得の有無】



③ 宅配サービスで買い物をしている場合



宅配サービスを利用している住民は99人（57%）で、生協、農協のほか個人商店の宅配サービスを利用している。

主な宅配サービス事業者

事業者名	利用者
生協	51人
農協	39人
ネット販売	7人
テレビ通販	5人
その他個人商店等	32人

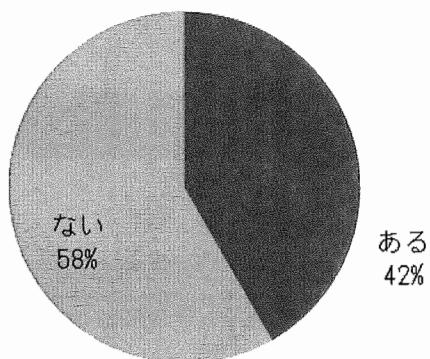
住民が利用している宅配サービスの事業者を見ると、生協（宅配利用者の約5割）と農協（宅配利用者の約4割）の利用が多く、また、スーパー等のネット販売やカタログ販売なども利用している。

【宅配への要望】

- ・ 特にない。慣れた……3件
- ・ 現状でもありがたい……1件
- ・ 家まで持つて来てほしい。離島料金が高い……1件
- ・ 欲しい商品が廃番になった……1件
- ・ 新鮮な魚がほしい……1件
- ・ カタログの字が小さく、お年寄りには読みにくい……1件
- ・ おいしいが、一度に食べきれない……1件
- ・ すぐに届けてほしい……1件
- ・ 店で買うと重くてかさばるので宅配は便利……1件
- ・ 安くしてほしい……1件
- ・ 近くの店では品ぞろえが悪いので、非常に助かっている……1件
- ・ 決まった食材が届くシステムで、自ら内容を選べない……1件
- ・ ケアをよくしてほしい……1件
- ・ 届く日を明確に教えてほしい……1件
- ・ 不在だったら、家の前に置いておいてほしい……1件

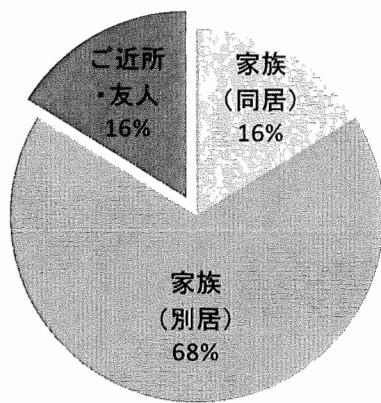
④ 日常の必需品を買ってきてもらっている場合（買い物代行）

買ってきてもらうことが



日常の必需品を買ってきてもらうことがあると答えた人は73人(42%)で、買ってきてもらうことがないと答えた人は102人(58%)となっていいる。

その場合誰に頼みますか



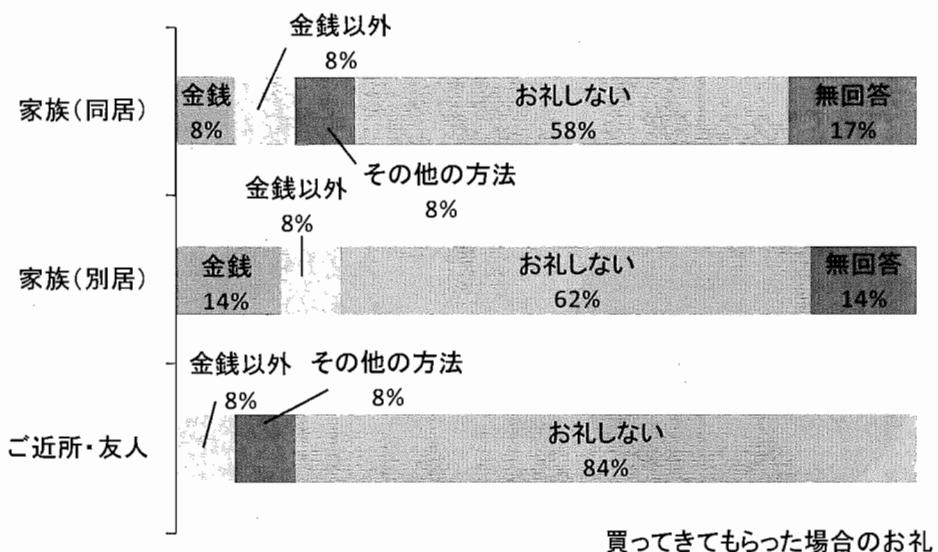
買い物を頼む相手は、別居を含め8割以上が「家族」となっている。

【買ってきもらった場合のお礼】

買ってきもらった場合、お礼の内容について聞いたところ次のとおりであった。

単位:人

	金銭	金銭 以外	その他 の方法	お礼 しない	無回答	計
家族(同居)	1	1	1	7	2	12
家族(別居)	7	4		31	7	49
ご近所・友人		1	1	10		12
計	8	6	2	48	9	73

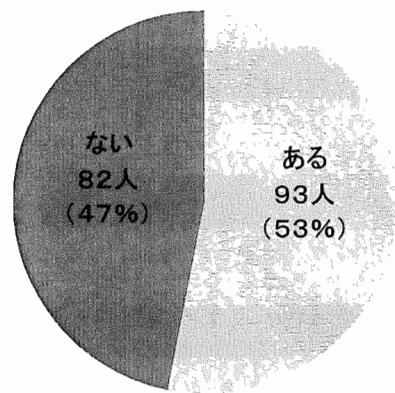


(「必需品を買ってきてもらう」ことについてのコメント) (複数回答あり)

- 金銭でお礼する
 - 1回1,000円……1件
 - 1回10,000円……1件
 - ガソリン代……3件
 - お釣り（端数、1～3割）……4件
 - 盆と正月にまとめてお金でお礼する……1件
- 金銭以外でお礼する
 - 家にあるものあげる……4件
 - 野菜や米、ビール、洗剤など……3件
 - 買い物と一緒に買ってあげる……1件
- そのほかの方法でお礼する
 - 同居なので電気代金を支払う……1件

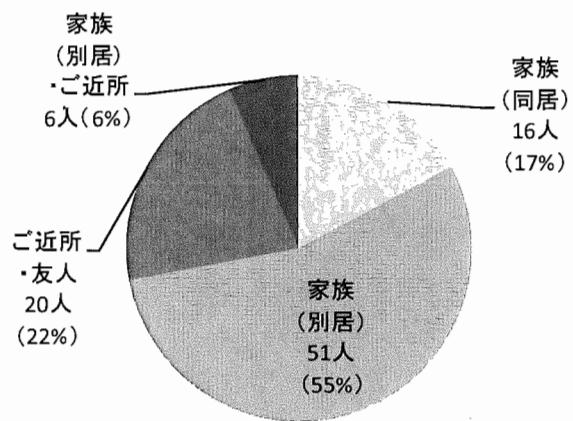
⑤ 買い物に連れて行ってもらっている場合

買い物に連れて行ってもらう・一緒に行くことが



「買い物に連れて行ってもらう」、「車に同乗して一緒に行くことがある」と答えた人は93人（53%）となっている。

誰に頼みますか・誰と一緒に行きますか



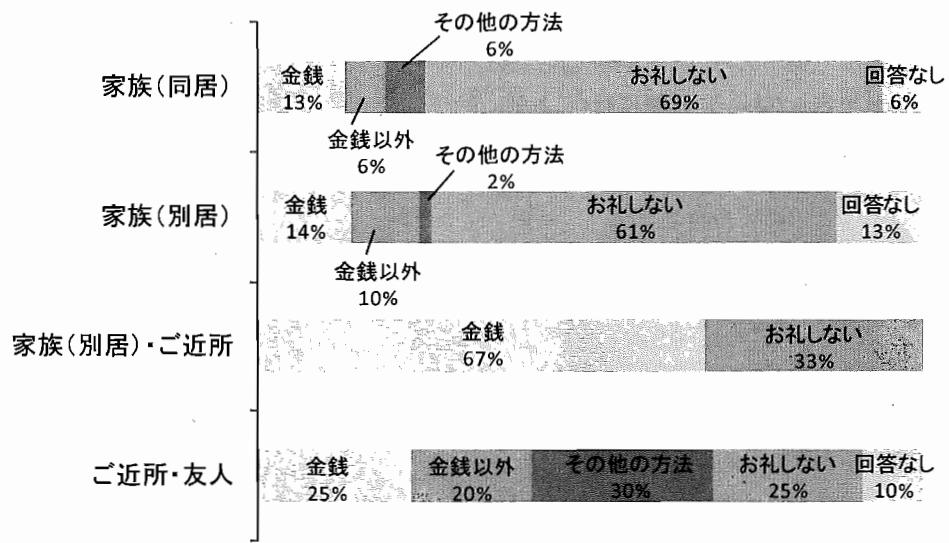
買い物に連れて行ってもらう相手は、家族が67人（72%）で、次いで「ご近所・友人」が20人（22%）となっている。

【買い物に連れて行ってもらった場合のお礼】

買い物に連れて行ってもらった場合、お礼の内容について聞いたところ次のとおりであった。

単位:人

	金銭	金銭以外	その他 の方法	お礼 しない	無回答	計
家族(同居)	2	1	1	11	1	16
家族(別居)	7	5	1	31	7	51
家族(別居)・ご近所	4			2		6
ご近所・友人	5	4	6	5		20
計	18	10	8	49	8	93



【買い物に連れて行ってもらった場合のお礼】

買い物に連れて行ってもらった場合のお礼の内容について聞いたところ次のとおりであった。(複数回答あり)

- 金銭でお礼する

- 1回1,000円……3件
- 1回3,000円……2件
- 1回5,000円……4件
- 1回10,000円……2件
- 1か月10,000円……1件
- ガソリン代を出す……3件
- 小遣い程度……2件

- 金銭以外でお礼する

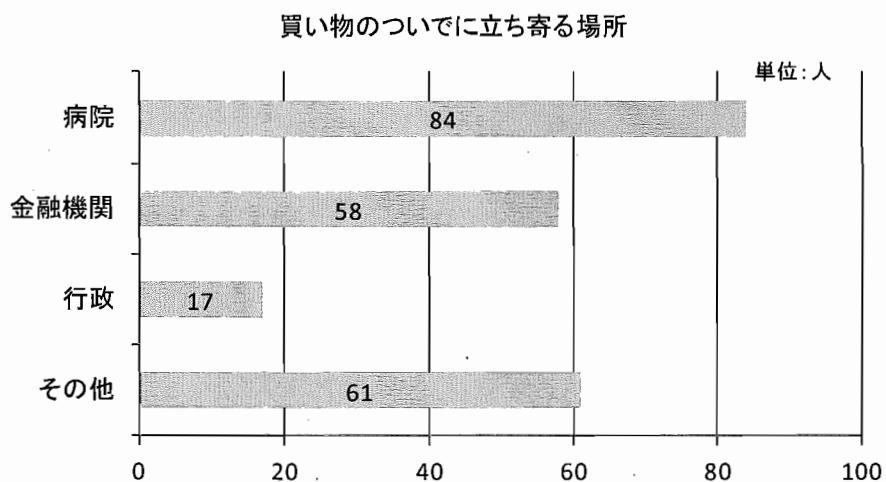
- 買い物を代わりに購入して渡す・買ったものを分ける……8人
- 品物（ビール、犬のえさ、バナナ1房程度など）を渡す……4件
- 野菜をお裾分けする……3件
- 1,000円程度の物を渡す……1件
- 3,000円程度の物を渡す（歳暮・中元）……1件
- 商品券（5,000円）を渡す……1件
- ビールを渡す……1件
- 犬のえさなどを購入する……1件

- そのほかの方法でお礼する

- 一緒に食事をする……7件
- 手伝いをする……1件
- 参加費500円を支払う……1件

⑥ 買い物に行ったついでに立ち寄る場所

買い物のついでに立ち寄る場所を聞いたところ、175人のうち、半数以上（84人）が病院に行っており、次いで金融機関が58人、行政が17人、その他が61人という結果になっている。

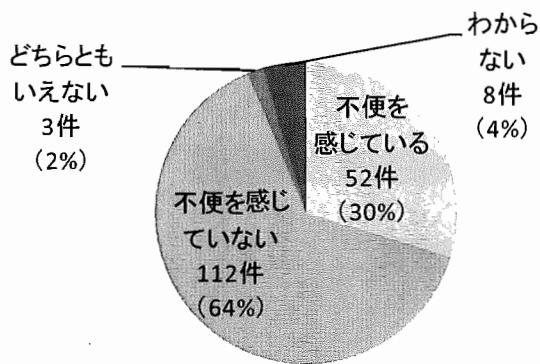


(その他に立ち寄る場所)

その他に立ち寄る場所として、ご近所・友人宅（友人の店）・実家・飲食店・美容院・農作物の出荷などがあげられた。

⑦ 日常の買い物に不便を感じているかどうか

「日常の買い物に不便を感じていますか」という問い合わせに対して、「不便を感じている」との回答が 52 件 (30%) あり、「不便を感じていないと思う」との回答は 112 件 (64%) となっている。



(不便を感じている理由)

- 公共交通が不便…… 10 件
- 車がない、運転できない…… 10 件
(これとは別に自分の運転が今後不安との回答が 1 件あった)
- 近所に店がない、大きなスーパーが遠い…… 8 件。
- 利用している商店や宅配の品揃え、価格、仕組み（すぐ手に入らない）が不満
…… 8 件
- 人に買い物を頼まなくてはいけない…… 4 件
- 将来に不安を感じる…… 4 件
このほか、「頼れる人がいない」、「家族が帰ってこない」、「体の自由が効かない」、「タクシーなので経済的にきつい」、「移動手段が限られる」との回答が見られた。

(不便を感じない理由)

- 自分で車等を運転して買い物できる…… 29 件
- 何とかしている、慣れた…… 24 件
- 子どもが持ってきててくれる、子どもが買い物に連れて行ってくれる…… 19 件
- 夫が車を運転できる、買い物を頼める家族がいる…… 15 件
- 生協や農協など宅配が利用できる…… 6 件
- 現在は不便ではないが、将来に不安を感じる…… 5 件
- 近所の人がサポートしてくれる…… 4 件
- 買い物置きができる…… 3 件
- 移動販売が利用できる…… 3 件
- 福祉バスが利用できる…… 2 件
- 友達同士で支え合っている…… 1 件

6 集落調査を終えて

- ・ 今回調査を行った集落では、商店等に出向いての買い物のほか、移動販売や宅配サービスを利用したり、同居以外の家族や近所の人に買い物をして来てもらったり、買い物に連れて行ってもらうなど様々な方法で日常の買い物を行っている。
- ・ 商店等で買い物する場合には、複数の商店で買い物をしているが、それらまでの平均距離は13.6kmで、最も近い商店でも平均で5.8km離れており、車を運転できない住民などを中心に買い物に不便を感じている状況がある。
- ・ 移動販売については、35%の住民が利用しており、商品を見て買いたい等の理由から残りの18%の住民が利用したいと回答しており、半数以上の住民が利用を希望している。
- ・ 家族のほか、近所の人が買い物をサポートしている状況がある。「買い物をして来てもらう」、「買い物に連れて行ってもらう」相手としては、家族の割合が高く、近いところでは2~3km離れたところに暮らす子どもが月に1回から4回ほど買い物も兼ねて訪ねるというケースが多いが、中には県外に暮らす子どもが2時間かけて週に1回訪問するという例もあった。
- ・ 調査をする中で、住民から、「自分の目で見て買いたい」、「ツアーのようにみんな買い物に行くのであれば利用する」という意見があったほか、「買い物で近所に迷惑をかけるのは気が引ける」という地域に対する遠慮や「知らない人には買い物を頼みたくない」、「知っている人でないといやだ」、「子どもが来てくれなくなったら施設に入る」という意見があった。

また、集落の代表者からは、「買い物の話があれば世話をしたり連れて行ったりする。様子は見ているけれども、こちらから声をかけるのは遠慮している」といった意見があり、「買い物」は、「娯楽の要素」であるとともに、プライベートが透けて見えるものであり、他人に知られたくないものと考えていることが伺える。